

第15回 日本在宅医学会大会 プログラム別 詳細情報

カテゴリー	市民公開講座
タイトル	高齢者虐待に対応する
日時	平成 25 年 3 月 31 日 13 : 30 ~ 15 : 30
会場	サブホール
演者	医療法人社団 実幸会 いらはら診療所・和田 忠志先生、弁護士・大阪アドボカシー事務所/日本高齢者虐待防止学会理事長・池田 直樹先生、愛媛県中予地方局総務企画部地域政策課・前神 有里先生、松前町地域包括支援センター・畑中真理先生
企画趣旨	<p>在宅医療は患者の居宅で実施される医療である。そして、在宅医療は患者の生活や生き方そのものに関わる医療である。その意味では、通常は表に出ないような「家庭のなかの様々な事情」に関わる医療でもある。また、在宅医療は家族との関わりを抜きにしては実施できない。家族は、居宅高齢者や障害者の最大の擁護者であるとともに、最大の虐待者でもある。それゆえ、在宅医は必然的に虐待の問題を対面せざるを得ない。多くの在宅医や在宅ケアにかかわる専門職が、煩悶し、苦悩しつつ、この問題に真摯に対決している。</p> <p>虐待を認識するとき、①身体的虐待(physical abuse)、②心理的虐待(psychological abuse)、③性的虐待(sexual abuse)、④放置・放任(neglect)、⑤経済的虐待(financial abuse)の五つに分けてとらえる方法が広く普及している。最近では、自暴自棄行為(self-neglect)も虐待としてとらえるべきだとの考えの識者も多い。自暴自棄行為までを虐待ととらえると、在宅医療現場でいかに多くの虐待事例と遭遇するかが理解されるであろう。すでに本学会では、2010年2月に行われた第12回大会において、自暴自棄行為を含めた成人虐待問題について米国の権威および国内最高の識者を招き、国際シンポジウムを開催し、討論を深めた経過がある。</p> <p>わが国では、2006年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、大きく高齢者の虐待対応が進展した。日本高齢者虐待防止学会はこの法律制定に大きく関与しているが、本企画では、同学会理事長であり弁護士でもある池田直樹氏(大阪アドボカシー事務所)をお招きし、我が国の高齢者虐待への対応がどのように進展したかを広い見地からお話し頂く予定である。そして、前神有里氏(愛媛県中予地方局総務企画部地域政策課)、畑中真理氏(愛媛県松前町地域包括支援センター主任介護支援専門員)、小林ミドリ氏(介護支援専門員・埼玉県高齢者虐待対応専門員研修修了)は主に公的な立場に身を置きながら、高齢者虐待の現場に深く関与し、数多くの深刻な事例に対面してきた経験を有する。また、虐待事例への対応には、多職種連携が不可欠である。この4人の演者は、それぞれ、法律専門家、行政技術者、医療職、介護職という背景を持つ。高齢者虐待問題に多職種が多様な発想で対応することも聴衆に理解されることを期待している。司会を務める和田先生は、千葉県松戸市で「高齢者虐待防止ネットワーク」を立ち上げた経験を持つ。医療職や福祉職のみならず、市民や公的機関の担当者を含め、多くの方々の参加を期待している。</p>